第３号様式（第３条第４項）

**横浜市福祉関連施設の実習受入れに関する協定書**

　横浜市福祉関連施設における社会福祉系学生の実習実施要綱（以下「要綱」という。）第３条第４項の規定に基づき、横浜市　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と、

　　　　　　　　 （以下「乙」という。）の間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　甲は、要綱第２条第１項第６号に規定する実習生として、要綱第３条第２項に規定する通知書に記載された学生を受け入れるものとする。

（実習生の氏名等）

1. 実習生の氏名、実習期間及び実習場所等は、前条の通知書のとおりとする。

（実習の変更及び中止）

第３条　甲は、この協定の締結後、やむを得ない理由により実習を行うことが困難となったときは、乙と協議のうえ、実習人員、実習期間、若しくは実習場所を変更し又は実習を中止することができる。

（実習料の負担）

第４条　乙は、実習の受入れに伴う費用（以下「実習料」という。）として、実習生一人につき一日あたり1,000円に実習日数を乗じた額を負担するものとする。

（実習料の請求及び支払い）

第５条　実習料は、実習期間終了後、要綱第10条第１項の規定に基づき、健康福祉局長またはこども青少年局長が乙に対して納入通知書をもって請求するものとする。

２　乙は、健康福祉局長またはこども青少年局長から前項の請求を受けた場合は、速やかに支払うものとする。

(誓約書)

第６条　実習生は、要綱第５条第１項に定める誓約書を実習施設あて提出しなければならない。

２　誓約書は、原則として実習の初日に提出するものとする。

（実習生の義務）

第７条　実習生は、横浜市の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

２　実習生は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及び横浜市個人情報の保護に関する条例（平成１７年２月横浜市条例第６号）の規定に準拠し、実習を通して知り得た秘密及び個人情報を漏らしてはならない。また、実習終了後も同様とする。

３　実習生は、実習期間中は横浜市職員の指示に従い、実習に専念しなければならない。

（損害の負担）

第８条　実習期間内において、実習生が故意又は過失により甲又は第三者に損害を生じさせた場合は、実習生又は乙は、その損害を賠償しなければならない。

（実習の中止）

第９条　甲は、実習生が要綱第４条の規定に違反し、又は実習生としてふさわしくない行為があった場合は、実習を中止することができる。この場合、甲は乙にその旨通知するものとし、乙の責任において実習生に対する適切な対応をとるものとする。

 （疑義についての協議）

第10条　本協定について疑義が生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲乙の協議の上、これを定めるものとする。

附　則

本協定は、締結の日から発効する。

　この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙両名記名押印のうえ各自１通を所持するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲

㊞

乙

㊞